

○佐賀県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和5年11月30日

佐賀県警察本部訓令第22号

佐賀県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

佐賀県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、佐賀県警察（以下「県警察」という。）における警察情報システム（警察庁及び県警察が設置する情報システムをいう。以下同じ。）の整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 県警察は、警察庁及び関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報システムの整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。

2 県警察は、警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保するものとする。

(デジタル統括責任者)

第3条 県警察に、デジタル統括責任者を置き、警察本部長をもって充てる。

2 デジタル統括責任者は、県警察における警察情報システムの整備及び管理に関する事項を統括する。

(副デジタル統括責任者)

第4条 県警察に、副デジタル統括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

2 副デジタル統括責任者は、デジタル統括責任者を補佐し、デジタル統括責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

(情報管理業務監査)

第5条 警察本部長は、警察情報システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

2 前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(細目的事項の委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(佐賀県警察情報管理システム運営要綱の廃止)

2 佐賀県警察情報管理システム運営要綱（平成31年佐賀県警察本部訓令第4号）は廃止する。